

# 令和5年大雨及び台風災害 緊急保証制度

茨城県信用保証協会は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号、台風13号で被害を受けた中小企業者の皆様を対象とした「令和5年大雨及び台風災害緊急保証制度」を創設し、経営の安定や事業の再建をサポートしております。

制度名称	令和5年大雨及び台風災害緊急保証制度	
ご利用いただける方	「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害」または「令和5年台風第13号に伴う災害」により被害を受けた以下の中小企業者	
	直接被害を受けた方 市町村長から罹災証明等を受けた方 ※県内全域の事業者が対象	間接被害を受けた方 中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる市町村長の認定を受けた方（注1） ※取手市（台風2号） 日立市・高萩市・北茨城市（台風13号）の事業者が対象
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（事業の再建に必要な資金を含む）	
保証限度額	法人・個人 組合	2億8,000万円 4億8,000万円
責任共有制度	責任共有対象 経営安定関連保証4号の場合は対象外	責任共有対象外
信用保証料率	年0.25%～1.70% ※基準保証料率より0.20%引下げ 経営安定関連保証4号の場合は年0.70%	年0.70%
融資利率	金融機関所定利率	
保証期間	一括返済の場合 分割返済の場合	2年以内 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） 設備資金 20年以内（据置期間2年以内） 運転設備併用 10年以内（据置期間2年以内）
担保	必要に応じて	
連帯保証人	個人の場合 法人の場合	不要 必要となる場合があります ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です
添付資料	市町村長が発行する「罹災証明書等」（注2）	市町村長が発行する「中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる認定書」
取扱期間	令和6年3月31日（保証申込受付分）まで	

（注1）認定基準（①かつ②に該当することが必要）

- ①取手市・日立市・高萩市・北茨城市のいずれかにおいて1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害」または「令和5年台風第13号に伴う災害」の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

（注2）事業用資産にかかる罹災証明書等の写しを添付してください。

（注3）審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

がんばる企業を全力サポート！-いはらきをもっと元気に-

茨城県信用保証協会

本店営業部

〒310-0801  
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階  
保証課県央・鹿行グループ ☎029-224-7812  
保証課県北グループ ☎029-224-7826

土浦支店

〒300-0043  
土浦市中央二丁目2番28号  
保証課県南グループ ☎029-826-7812  
保証課県西グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801  
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階  
経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813  
経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858  
経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852  
創業支援課 ☎029-224-7865

ホームページはこちら



LINEはこちら

